

第6章

郵便における競争の促進

1 「郵便におけるリザーブドエリア^(注1)と競争政策に関する研究会」の開催

(1) 開催の背景・目的

信書便法の施行以降、一般信書便事業については参入がないことを踏まえ、郵便における競争の促進によるサービスの一層の多様化、国民の利益還元を実現するための施策について、諸外国の先進事例や我が国の通信や物流のネットワークの変化等を踏まえ幅広く検討するため、総務大臣の主催の標記研究会が開催されることとなりました。

(2) 検討状況

標記研究会は、平成18年1月13日から平成18年6月20日まで9回の会合を開催しました。

研究会においては、①郵便における民間参入の条件と競争政策の在り方、②全国あまねく公平なサービスの提供の確保とリザーブドエリアとの関係等について検討を行いました^(注2)。

(3) 提言

研究会は、平成19年10月に予定されている郵政民営化に向けて、当面講ずべき施策について次のような提言を行っています。

[リザーブドエリア]

- ・当面は、現行のリザーブドエリア（信書便制度の下での民間参入）を維持する。
- ・郵便は、日常生活から訴訟事務等まで含め、不可欠な通信手段であり、ユニバーサルサービスを維持することが困難な事態は極力回避する必要がある。このため、参入条件

に加え、不測の事態に備えた安全装置（補完的なりザーブドエリア）として、「ユニバーサルサービス基金」をあらかじめ用意しておくことが望ましい。

[オープンネットワーク型の競争の促進]

- ・複数の事業者が協定等を締結して行うサービスの提供は、当事者の責任の分担関係等が明確であれば、一般信書便役務においても、認められるべきである。
- ・オープンネットワーク型の競争促進のためには、事業者による郵便ネットワーク（配達業務）への接続を可能とする必要がある。接続の具体的条件については、当事者の申出に基づき行政庁が関与する等、実効性のある制度とする必要がある。

[ユニバーサルサービス]

- ・郵便事業株式会社がユニバーサルサービスの提供義務を負うとともに、一般信書便事業者もそれに相当するサービスの提供義務を負う。
- ・制度の継続性・安定性に配慮する必要があることから、当面は、関係法律による改正後の郵便法に定めるユニバーサルサービスの範囲や水準を維持すべきである。

[利用者の保護]

- ・憲法上の要請である通信の秘密の保護、あるいは個人情報の保護について、参入事業

者は、関係法令に従い、引き続き適切な取り扱いを行うことが求められる。

- ・適正な送達の確保について、誤配達の防止等の措置を確実に講ずる必要がある。

[監督規制]

- ・現在、一般信書便物の引受方法として、信書便差出箱（郵便ポストに相当するもの）のみが認められているが、対面による引受等を容認すべきである。
- ・民間事業者の参入意欲を高める観点からは、特定の地域からサービスを開始し、一定の期間内（例えば3年程度）に段階的に全国展開していく形態の参入も考えられるが、この形態については郵便事業株式会社のユニバーサルサービスへの影響を検討するなど慎重な対応が必要である。

[施策の見直し]

- ・競争の進展状況等を踏まえ、一定期間（例えば3年）経過後に見直しを行う。

注1：研究会においては、郵便のユニバーサルサービスを維持するために講じられている措置を指す用語として用いている。具体的には、郵便事業者に対する独占範囲の付与、基金の設置、政府からの補助金等があげられる。

注2：総務省HPにおいて、「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」の開催状況や議事録等を掲載。「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」報告書については平成18年6月30日に報道発表（総務省HPに公表）

<参考> http://www.soumu.go.jp/yusei/reserved_area/index.html